令和6年5月24日 第 1 回茅ヶ崎市地域 ュニティ審議会 2

認定コミュニティ活動状況資料

南湖地区まちぢから協議会

認定基準への適合に関する資料 (1)

認定基準確認表 1 規約等 $2 \sim 7$ 委員名簿 8

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書

 $9 \sim 14$

当該年度の活動計画書及び収支予算 15~16

【参考資料】

- ・まちぢだより南湖第5号(令和5年9月発行)
- ・南湖見守り地図

設立趣意書抜粋(地区の特性等)

南湖地区では、6ある自治会をはじめ、福祉、青少年育成、体育振興など様々な分野で数多くの団体が活動しています。また、地域活動の拠点としての南湖会館や、各種団体の活動の場となっている南湖公民館などの施設があり、住民は互いに和を尊重し、ふれあいと助け合いのもと、おだやかな生活環境のなか、日々の生活を送っています。

近年、少子高齢化や核家族化により地域の絆は希薄になりつつあり、家族や地域で解決して きた事柄が地域の課題となり、多様化する市民ニーズへの対応が求められてきています。

このような時代の流れの中、茅ヶ崎市では平成22年4月1日に施行した茅ヶ崎市自治基本条例第25条・第26条において、コミュニティや協働について規定をし、コミュニティ活動の尊重や市民と市との協働についての考えを示しました。この理念に基づき、地域住民が地域の課題について話し合い、課題解決の方法を決め、地域のニーズに合ったサービスを展開する。こうした地域の力をまちづくりに活かそうする取り組みが、新たな地域コミュニティです。

南湖地区では、住民が和を尊重し、ふれあいと助け合いがいつまでも続く地区であり続けるために、新たな地域コミュニティの取り組みを進め、地域と市とが密接に連携・協力し、多くの住民で地域の情報を共有し、課題を発見し、その課題を解決していくため、「南湖地区まちぢから協議会」を設立することとしました。

	審査基準	基準への適合状況 (申請時)	基準への適合状況 (R 5 年度)
	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
(1)	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第2条に市長が告示する南湖地区を協議会の活動区域とする旨規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図3」と規約第2条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、 当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての 自治会(以下「全ての自治会」という。)が規 定されているか。	規約第5条(1)に「南湖地区の単位自治会の代表」 が委員である旨記載あり。	・申請時と同様で変更無し。
(2)	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した 書類により、全ての自治会が構成員であること が明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」 のとおり6自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会 の名称」に記載されている全ての自治会名が記載さ れている。	・申請時と同様で変更無し。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する 条例施行規則第3条第1項各号に規定された 団体が規定されているか。	規約第5条(2)~(11)に規定あり。((5)、(9)を除く。) ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ(2)南湖地区社会福祉協議会の代表(7)南湖地区民生委員児童委員協議会の代表(8)南湖地区ボランティアセンターの代表 ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ(4)西浜地区体育振興会の代表 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ(3)西浜学区青少年育成推進協議会の代表(6)西浜学区子ども会連合会の代表(10)西浜小学校PTAの代表(11)西浜中学校PTAの代表	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した 書類により、前項の団体が構成員であることが 明確であるか。	名簿に、「規約第5条(2)~(11)((5)、(9) を除く。」に規定される団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成 員について規定されているか。	規約第5条(14)に規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第10条、第22条~第26条に部会の規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕 組みが規定されているか。	規約第10条第2項及び第3項に過半数の出席、多 数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動 する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関 する事項、会議に関する事項が規定された規約 があるか。	規約第1条に名称及び主たる事務所の所在地、第2 条に主として活動する区域、第3条に目的、第8条 に代表者に関する事項、第10条に会議に関する事 項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、 政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第3条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

南湖地区まちぢから協議会 規約

目次

- 第1条 名称及び所在地
- 第2条 区域
- 第3条 目的
- 第4条 事業
- 第5条 委員
- 第6条 準委員
- 第7条 役員
- 第8条 役員の任務
- 第9条 役員の任期
- 第10条 会議
- 第11条 総会
- 第12条 総会の種別
- 第13条 総会の招集
- 第14条 総会の議決事項
- 第15条 総会の議事録
- 第16条 運営委員会
- 第17条 運営委員会の招集
- 第18条 運営委員会の決定事項
- 第19条 役員会
- 第20条 役員会の招集
- 第21条 役員会の所掌事項
- 第22条 部会
- 第23条 部会長及び副部会長の任務
- 第24条 部会長及び副部会長の任期
- 第25条 部会の招集
- 第26条 部会の協議事項
- 第27条 南湖会館及びしおさい南湖の管理運営
- 第28条 事務局
- 第29条 事業及び会計年度
- 第30条 経費
- 第31条 住民等からの意見等の取り扱い
- 第32条 必要事項

(名称及び所在地)

第1条 本会は、南湖地区まちぢから協議会と称し、その所在地を南湖会館(茅ヶ崎市南湖4丁目6番1号)とする。

(区域)

- 第2条 本会の活動区域は市長が告示する南湖地区(以下「南湖地区」という。)の区域とする。 (目的)
- 第3条 本会は、南湖地区の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、文化・福祉の向上、生活環境と自然環境の保持・改善に努め、安全・安心で住みやすい地域づくりに市と協働して取り組むことを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 住民相互及び各種団体の連携促進に関すること。
 - (2) 住民参画の促進及び団体活動の活性化に関すること。
 - (3) 地域課題を共有し、課題解決のための検討、提案及び事業の実施に関すること。
 - (4) 地域のあり方や目指すべき方向性の検討に関すること。
 - (5) 南湖会館の管理運営に関すること。
 - (6) しおさい南湖の管理運営に関すること。
 - (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

- 第5条 本会の委員は、次に掲げるものとする。
 - (1) 南湖地区の単位自治会の代表
 - (2) 南湖地区社会福祉協議会の代表
 - (3) 西浜学区青少年育成推進協議会の代表
 - (4) 西浜地区体育振興会の代表
 - (5) 南湖地区老人クラブ連合会の代表
 - (6) 西浜学区子ども会連合会の代表
 - (7) 南湖地区民生委員児童委員協議会の代表
 - (8) 南湖ボランティアセンターの代表
 - (9) 安心安全まちづくり協議会の代表
 - (10) 西浜小学校 PTA の代表
 - (11) 西浜中学校 PTA の代表
 - (12) 公募による者
 - (13) 本会が推薦する者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 委員の定数は、25名以内とする。
- 4 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(準委員)

第6条 本会に地域において活動を行っている又は事業を行っている団体からの推薦又は選出に よる準委員を置くことができる。

- 2 準委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

- 第7条 本会に次の役員を置くものとする。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 書記 1名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 監事 2名

(役員の任務)

- 第8条 役員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。
 - (3) 書記は、会議の記録及び本会の事務を行う。
 - (4) 会計は、本会の運営及び活動に関する経理事務を行う。
 - (5) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、 臨時総会の開催を請求する。

(役員の選任及び任期)

- 第9条 会長は総会において委員の互選により選任する。
- 2 役員は総会において委員の中から選任する。
- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し会長の任期は3期までとする。
- 4 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第10条 本会の会議は、総会、運営委員会、役員会及び部会とする。
- 2 会議は、各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会については委員のうち、委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 前2項の規定は、総会、運営委員会及び役員会に適用するものとし、部会については部会長に対応を委ねるものとする。

(総会)

- 第11条 総会は、委員をもって構成する。
- 2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会の種別)

- 第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 2 定期総会は、年度当初に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条第5号の規定により監事から請求があったときに 開催する。

(総会の招集)

- 第13条 総会は、会長が招集する。
- 2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の15 日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

- 第14条 総会は、次に掲げる事項を決定する。
 - (1) 本会の事業報告及び決算に関すること。
 - (2) 本会の事業計画及び予算に関すること。
 - (3) 南湖会館及びしおさい南湖の事業報告及び決算に関すること。
 - (4) 南湖会館及びしおさい南湖の事業計画及び予算に関すること。
 - (5) 本会の役員の選任及び解任に関すること。
 - (6) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (7) その他本会の組織及び運営方針に関すること。

(総会の議事録)

- 第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 委員の現在数及び出席者数(委任状を提出した委員も含む。)
 - (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(運営委員会)

- 第16条 運営委員会は、委員及び準委員(以下「委員等」という。)をもって構成する。
- 2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。
- 3 運営委員会は、委員等以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営委員会の招集)

第17条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の決定事項)

- 第18条 運営委員会は、本会の事業や地域課題を協議し、次の事項を決定する。
 - (1) 本会の委員及び準委員の入会又は退会の承認に関すること。
 - (2) 本会の公募による委員の募集に関すること。
 - (3) 南湖会館の管理運営に関すること。
 - (4) しおさい南湖の管理運営に関すること。
 - (5) 部会の設置、廃止及び協議の投げかけに関すること。
 - (6) 各部会長の選任及び解任に関すること。
 - (7) 各部会が協議した事項に関すること。
 - (8) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関すること。
 - (9) 本会に寄せられた意見及び提案事項に関すること。

- (10)住民への周知に関すること。
- (11) その他委員及び準委員から提案された事項に関すること。

(役員会)

- 第19条 役員会は、役員をもって構成する。
- 2 役員会の議長は、本会の会長が就く。
- 3 役員会は、役員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(役員会の招集)

第20条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の所掌事項)

- 第21条 役員会は、次の事項を所掌する。
 - (1)総会及び運営委員会に付議する事項に関すること。
 - (2) 総会及び運営委員会において決定された事項のうち、本会全体に係るものの執行に関すること。
 - (3) その他総会及び運営委員会の決定を要しない会務の執行に関すること。

(部会)

- 第22条 部会は、部会員をもって構成する。
- 2 部会に、部会長1名及び副部会長2名を置く。
- 3 部会長は、委員とする。
- 4 副部会長は、その部会において部会員の中から互選により選出する。
- 5 部会の議長は、部会長が就く。

(部会長及び副部会長の任務)

- 第23条 部会長及び副部会長の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 部会長は、担当部会を代表し、部会の運営を総括する。
 - (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(部会長及び副部会長の任期)

- 第24条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の招集)

第25条 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

(部会の協議事項)

- 第26条 部会は、所掌する事項について調査・協議する。
- 2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

(南湖会館及びしおさい南湖の管理運営)

- 第27条 南湖会館及びしおさい南湖の管理運営は、本会の中に設ける地域施設管理運営委員会 が行う。
- 2 地域施設管理運営委員会の所掌する事項は別に定める。

(事務局)

- 第28条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、次の事項を行う。

- (1) 書記及び会計の補佐に関すること。
- (2) 茅ヶ崎市や関係団体等との連絡調整に関すること。
- (3) その他本会の運営に必要な事項に関すること。

(事業及び会計年度)

第29条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第30条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第31条 会議で出された意見等の他、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第32条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年11月7日から施行する。

(任期の特例)

2 第5条第2項及び第9条第1項に規定する任期は、この規約施行後の最初の任期に限り、平成27年度総会までとする。

附則

この規約は、平成29年4月11日から施行する。

附則

この規約は、南湖会館管理運営委員会の組織組み入れに伴い、令和2年8月1日の臨時総会の議 決に基づき、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和4年4月23日から施行する。

附則

この規約は、令和5年4月22日から施行する。

令和6年度 南湖地区まちぢから協議会 運営委員名簿

令和6年4月20日現在

	役 職	氏 名	所属
1	会 長	三觜 健一	下町自治会会長
2	副会長	岡崎 敏一	上町自治会会長
3	副会長	丸山 克己	西浜安全・安心まちづくり推進協議会会長
4	会 計	石井 忠彦	南湖地区民生委員児童委員協議会会長
5	書記	秋本 武久	推薦委員
6	監 事	久保田勇三	推薦委員
7	監 事	蓮本 敏	南湖地区社会福祉協議会会長
8		富所 重行	中町自治会会長
9		重田 誠	茶屋町自治会会長
10		加藤 譲司	鳥井戸自治会会長
11		五十嵐静一	新南湖自治会会長
12		鈴木 葉子	西浜学区青少年育成推進協議会会長
13		坂口 秀一	西浜地区体育振興会会長
14		倉本 政市	南湖地区老人クラブ連合会会長
15		加藤 光子	南湖ボランティアセンターセンター副会長
16		加藤 翔子	西浜学区子ども会連合会会長
17		宮内 美穂	西浜中学校PTA代表
18		髙野 奈緒	西浜小学校PTA副会長
19		鈴木 暢夫	公募委員

南湖地区まちぢから協議会 令和5年度事業報告

1 会議等の実施

(1)総会、運営委員会、役員会

実施日	会議の名称	主な内容等	
令和5年 4月22日	定期総会	出席者:17名	
		報 告:令和4年度南湖会館・しおさい南湖指定管理業務事	
		業報告及び決算報告について	
		議 事:議案第1号 令和4年度南湖地区まちぢから協議会事	
		業事業報告について	
		議案第2号 令和4年度南湖地区まちぢから協議会収	
		支決算について	
		議案第3号 監査報告 (南湖地区まちぢから協議会)	
		議案第4号 令和4年度南湖会館・しおさい南湖指定	
		管理業務事業報告について	
		議案第5号 令和4年度南湖会館・しおさい南湖指定	
		管理業務収支決算について	
		議案第6号 監査報告(南湖会館・しおさい南湖)	
		議案第7号 令和5年度南湖地区まちぢから協議会及	
		び地域施設管理運営委員会の役員の選任	
		について	
		議案第8号 令和5年度南湖地区まちぢから協議会事	
		業計画(案)について	
		議案第9号 令和5年度南湖地区まちぢから協議会収	
		支予算(案)について	
		議案第10号 令和5年度南湖会館・しおさい南湖指	
		定管理業務事業計画(案)について	
		議案第11号 令和5年度南湖会館・しおさい南湖指	
		定管理業務収支決算(案)について	
		議案第12号 南湖地区まちぢから協議会規約の改正	
		について	
5月12日	役員会	定例会について	
5月13日	運営委員会	定例会	
6月16日	役員会	定例会について	

		,
6月17日	運営委員会	定例会
7月14日	役員会	定例会について
7月15日	運営委員会	定例会
8月11日	役員会	定例会について
8月12日	運営委員会	定例会
9月15日	役員会	定例会について
9月16日	運営委員会	定例会
10月13日	役員会	定例会について
10月14日	運営委員会	定例会
11月10日	役員会	定例会について
11月18日	運営委員会	定例会
	研修会	研修会
12月15日	役員会	定例会について
12月16日	運営委員会	定例会
令和6年 1月12日	臨時役員会	役員改選について
1月20日	運営委員会	定例会
1月26日	臨時役員会	役員改選について
2月 9日	臨時役員会	役員改選について
2月16日	役員会	定例会について
2月17日	運営委員会	定例会
3月 1日	臨時役員会	役員改選について
3月15日	役員会	定例会について
3月16日	運営委員会	定例会

(2) 部会【広報部会】

実施日	会議の名称	主な内容等
令和5年 6月 4日	広報部会	「まちぢだより南湖」第5号(令和5年9月)発行について
7月27日	広報部会	「まちぢだより南湖」第5号(令和5年9月)発行について
7月29日	広報部会	「まちぢだより南湖」第5号(令和5年9月)発行について
9月12日	広報部会	「まちぢだより南湖」第5号(令和5年9月)完成・入荷
12月19日	広報部会	「まちぢだより南湖」第6号(令和6年3月)発行について
令和6年 2月 7日	広報部会	「まちぢだより南湖」第6号(令和6年3月)発行について
3月21日	広報部会	「まちぢだより南湖」第6号(令和6年3月)完成・入荷

(2) 部会【防災部会】

実施日		会議の名称	主な内容等
令和5年 6〕	3 目	防災部会	合同防災訓練について
7)	月29日	防災部会	HUG 訓練実施
8)	3 目	防災部会	合同防災訓練について
8)	7 日	防災部会	合同防災訓練について
8)	月10日	防災部会	合同防災訓練について
8)	月22日	防災部会	合同防災訓練について
8)	月26日	防災部会	合同防災訓練について
9)	月 6日	防災部会	合同防災訓練について
9)	9月	防災部会	合同防災訓練実施
10)	月 4日	防災部会	合同防災訓練反省会
11)	6 日	防災部会	合同防災訓練意見取りまとめ

2 事業の実施

実施予定日	事業の名称	内容・実施体制・参加者数
令和5年6月24日	南湖地域懇談会(旧市民集会)	・コミュニティバスの運賃改定後の状況
		・高齢者の移動手段について
		・地域交流・担い手の発掘
令和5年8月19日	南湖地区納涼盆おどり	・南湖地区納涼盆踊り実行委員会
		・約 1,000 人参加
今和に年7日から		・見守り地図作成・周知活用
令和5年7月から	南湖見守り地図作成事業	・南湖地区まちぢから協議会を中心に PTA や
令和6年3月まで		小中学校、子供会等と協力
令和5年9月9日	合同防災訓練	避難所開設訓練
令和5年9月	広報活動 (広報紙の発行等)	「まちぢだより南湖」第5号発行
令和6年3月	広報活動 (広報紙の発行等)	「まちぢだより南湖」第6号発行

(1) 南湖地域懇談会(旧市民集会)

実 施 日 令和5年6月24日(日)

会 場 しおさい南湖

参 加 者 38名

概 要 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年度より引き続き、従来方式 での市民集会は実施せず、今年度は「南湖地域懇談会」として議題テーマを

絞り、人数制限をしながら開催した。

内 容 コミュニティバスの運賃改定後の状況 (地域からの事前質問事項 6 項目) について、行政 (都市政策課) からの回答及び意見交換を行った。

また、高齢者の移動手段について、行政(高齢福祉課、都市政策課)からの報告及び意見交換を行っ





(2) 南湖地区納涼盆おどり

実 施 日 令和5年8月19日(土)

会 場 西浜小学校

参 加 者 約1,000人

概 要 南湖地区納涼盆踊り実行委員会を中心に、地域住民の交流と新しい担い手の 発掘を目的に実施した。

内 容 猛暑の中、6自治会の役員が会場設営や片付け等、参加者と積極的にコミュニケーションを取り楽しく活動できた。学生による太鼓と踊りに参加した小中学生や、子ども会の保護者の協力を得ることができ、より若い世代とのコミュニティの醸成に繋がった。

その他 令和5年7月27日(木)第1回実行委員会





(3) 南湖地区見守り地図作成

実 施 日 令和5年7月から令和6年3月まで

概 要 南湖地区の小・中学校区の通学路を対象とした南湖見守り地図を作成する。

内 容 西浜小学校や PTA と連携し、見守り地図をの作成、見守り個所の周知・啓発・ 活用を行った。

(4) 合同防災訓練

実 施 日 令和5年9月9日(土)

会 場 西浜小学校

概 要 「避難所開設訓練」として、西浜小学校避難所運営マニュアルに沿った初動 対応の流れを各自治会の防災関係者に体験してもらうことを目的に実施し た。7月に「避難所運営ゲーム (HUG)」を行い、開設時の混乱や避難者の振 り分け等を疑似体験、8月末に災害別避難行動確認フローの回覧を行い、 実際の災害発生時の避難の意識付けを十分行った後に初動期開設訓練を実 施した。





(5) 広報活動(広報紙の発行等)

概 要 令和5年9月、令和6年3月に広報紙「まちぢだより南湖」を発行し、南湖 地区まちぢから協議会の活動を地域住民に周知した。

また、令和5年2月にリニューアルした南湖地区まちぢから協議会のホームページを頻繁に更新し、情報発信の強化に努めた。

(6) その他

- ・令和5年 6月 4日(日) 海岸美化キャンペーン
- ・令和5年11月18日(土) 南湖地区まちぢから協議会研修会・懇親会
- ・令和6年 1月22日(月) 南湖地区まちぢから協議会賀詞交歓会

令和5年度 南湖地区まちぢから協議会収支決算(案)

収入の部 (単位:円)

項目	予算額	決算額	内 訳
前年度繰越金	18, 528	18, 528	
茅ヶ崎市:運営補助金	550, 000	550, 000	運営費等助成金250,000円 特定事業助成金250,000円50,000円
茅ヶ崎市: 防災訓練補助金	50,000	0	地区防災訓練補助金
自治会分担金	96,000	45,000	連合会45,000円
会費	160,000	180,000	
その他	10	3,001	利息、事務用品
合 計	874, 538	796, 529	

支出の部

	項目		予算額	決算額	内 訳
	[本部】	574, 538	475, 986	
		事務消耗品費	20,000	24, 639	事務用品、消耗品
		会議費	30,000	53, 900	庶務費、会議費
		涉外費	70, 000	35, 110	研修会、連絡会負担
運営費		事業費	180, 000	207, 565	地域懇談会、賀詞交歓会
費		その他	50,000	58, 909	電波利用料、物置、プロジェクター
		防災部会	100,000	18, 863	防災訓練使用
		自治会連合部会	30,000	0	連合会開催費用
		広報部会	80,000	77, 000	広報誌
		予備費	14, 538	0	
	小	it it	574, 538	475, 986	
特		南湖地区納涼盆踊り	250, 000	256, 870	特定事業盆踊り大会
特定事業費		南湖地区見守り地図	50, 000	17, 160	特定事業南湖見守り地図
業					
貝	小	it it	300, 000	274, 030	
	繰越金		0	13, 673	
	市への返還金		0	32, 840	
	合 計		874, 538	796, 529	

当該年度の活動計画書及び収支予算書

南湖地区まちぢから協議会 令和6年度事業計画書

1 運営委員会・役員会

(1) 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会の報告 行政からの依頼・連絡事項、連絡会での協議事項等の報告を行います。

(2) 各種協議

事業の実施に関する協議、協議会活動の周知に関する協議、各種団体や地域住民等の参 画方法に関する協議を行います。

(3) 各委員の活動内容及び課題の情報共有 各委員の情報交換を行い、必要に応じて課題の解決に向けた検討を行います。

2 事業の実施

(1) 地域懇談会(旧市民集会)

テーマを決めて担当部署との協議を行い、最終的に行政責任者との意見交換を行います。

(2) 南湖地区納涼盆おどりの企画運営

実行委員会を立ち上げ、前回実施の内容を踏まえて企画・実施を行います。

(3) 防災訓練

南湖地区の各自治会及び防災リーダーが主体となって企画運営を行います。

(4)協議会活動の周知

ホームページや広報、回覧等を通じて活動の周知を行います。

(5) その他

令和5年度に作成した南湖地区見守り地図の活用、地域の課題解決に向けた新たな事業 を企画・実施する予定です。

3 活動周知の充実

(1) 広報紙の発行

広報紙の情報内容を検討し、定期的な情報発信を目指します。

(2) ホームページの充実

「南湖地区まちぢから協議会」のページについて管理運営体制を検討・充実し、定期的な情報発信を目指します。

令和6年度 南湖地区まちぢから協議会 予算書

収入の部

項目	予算額	内 訳
繰 越 金	13,673	
補 助 金	568,400	
運営等助成金	250,000	運営等助成金 250,000円
特定事業助成金	268,400	特定事業助成金 260,000円
地区防災訓練補助金	50,000	地区防災補助金 50,000円
雑収入	225,010	
自治会分担金	45,000	連合会:45,000円、防災訓練:51,000円
賀詞交歓会等会費他	180,000	賀詞交歓2,000x35人、研修会等6,000x15人
その他	10	利息
合 計	807,083	

支出の部

<u> </u>	文田の印					
	項目	予算額	内 訳			
	【本部】	350,000				
	事務消耗品費	20,000	事務用品、消耗品、印刷代			
	会議費	60,000	総会費用、会議費用他			
運	渉外費	40,000	連絡会研修会、連絡会負担金			
運営費	事業費	180,000	賀詞交歓会、地域懇談会他			
	その他	50,000	電波利用料他			
	【防災部会】	90,000	防災訓練費用他			
	【広報部会】	80,000	広報費他			
	小 計	520,000				
特定	委託料	268,400	盆踊り大会			
事						
業費						
	小 計	268,400				
予備費		18,683				
	市への返還金	0				
	合 計	807,083				

^{*}なお管理運営委員会会計は別途特別会計とする。

第5号 南湖地区まちぢから協議会

うだより南湖

発行日 令和5年9月吉日

発行者 南湖地区まちぢから協議会

問合せ 南湖会館 電話 0467-58-6604

ホームページ

https://c-machi.sakura.ne.jp/wp/nango/



「まちぢから協議会」は、地域をより良くするための 自由な話し合いの場

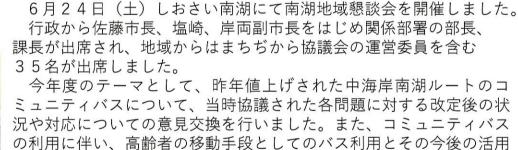
「南湖地区まちぢから協議会」は平成26年11月に発足し、南湖地区のまちづくりについて 話し合いや事業の実施を行っています。その為には皆さん自身が主役となり、積極的に意見を伝 え、話し合うことが必要です。

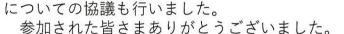
構成団体に属していなくても公募委員や部会参加により話し合いの場に参加できます。自分や 子どもたちが安心して住み続けられるよう、地域の中で感じることを話し合っていきましょう。

近年、地域の絆は希薄になりつつあり、今まで家族とその周辺で解決していた問題が地域の課 題となり、従来の枠組みではそれらの課題に対応することが難しくなっている現状があります。 地域が一体となって、さまざまな課題について話し合い、解決に向けた取り組みを進めていく必 要があります。そこで、組織横断的に協力し、地域住民全体の知恵とマンパワーで問題解決に取 り組むため、新たな協議体「まちぢから協議会」が設立されました。



地域の声を行政へ ⇒南湖地区コミュニティバスの 利活用について







令和5年9月以降の行事予定

ぜひご参加ください♪

日時	内容	場所
9月9日(土)	南湖地区合同防災訓練	西浜小学校
10月8日(日)	西浜地区大運動会	西浜小学校
11月12日(日)	南湖ふれあいまつり	南湖会館
令和6年1月22日(月)	まちぢから協議会賀詞交歓会	しおさい南湖

令和5年度 各団体の活動

【民牛児童委員】

南湖地区では民生委員・児童委員15名がエリアを分けて 担当しています。南湖地区民生委員児童委員協議会からは 2つの活動について、ご紹介いたします。

2月7日(火)に、中途で聴覚が不自由になった方のお話や意 思疎通のツールとしての要約筆記(体験も)を筆記通訳サークル 「虹」さんから学びました。聴覚が不自由=手話と思いがちです が、成人近くなってから手話を覚えることはとても大変だそうで す。掌や空中に字を書いて説明する、メモ帳やレシートの裏を利 用する、手振りを大きく交えるなど高齢者に対しても使える充実 した学習会になりました。 (記:渡邊)

2月16日(木)には南湖公民館に9名の委員が集まり、地域 の高齢者の皆さんに向けて100食のお弁当作りに挑みました。 おいしくて、栄養バランスが良くて、見た目も大事と野菜に煮物 そして苺で彩りを添えて出来上がりです! (記:石井)



地域の高齢者の皆さんに 向けて100食のお弁当 作りに挑戦しました!



←QRコードから 活動の様子を ご覧いただけます」

【南湖地区ボランティアセンター】



講座の様子を ご覧いただけます♪

主業務の草取り、枝切り、買い物、薬取りなどを五十数名のサポーター の皆様の協力でボランティア活動を行っております。

昨年立ち上げたサロン「南湖喫茶ぼらぼら」は毎週日曜日13時から 開催しており、多くの方々から好評価を頂いております。

今年は「習字小屋」を新設します。ご自分の名前を上手に書けるように 学習し、同時にコーヒーも楽しめる企画です。ご期待ください。

サポーター交流会ではコグニサイズ認知症予防講座を行いました。包括 支援センターれんげの協力で手作りの楽しい交流会となりました。

これからも、楽しくボランティア活動ができるよう色々計画しますので ←QRコードから 少しでも関心を持たれた方はご参加されることをお待ちしております。

(記:蓮本)



南湖地区まちぢから協議会ホームページにて 歴史・文化・史跡など南湖の魅力を紹介しています

古くから海の幸に恵まれ、東海道の立場としてにぎわってきた私たちの暮らす南湖地区。 本地区の今昔についてや歴史、史跡、文化、人物、芸能などの情報を「ちがさき丸ごとふるさ と発見博物館友の会」(丸博友の会)事務局長 原 俊一 さんが執筆された記事を中心に 【茅ヶ崎市公式】ハーモニアスちがさきで過去に放送された南湖周辺まち歩きの動画などで ご紹介しています。次号からこの紙面でも南湖の魅力をご紹介していきますのでお楽しみに! 閲覧はコチラから!⇒https://chigasaki-machiren.org/nango/nango-presen/ (または「南湖まちぢから協議会」で検索ください♪)

